



第34号

令和3年12月1日発行

みどり
水土里ネット佐賀東部
佐賀東部土地改良区



みどり
水土里ネット 佐賀東部
水と緑のパートナー

佐賀東部土地改良区

佐賀県神埼市千代田町直鳥 1425-1

〒842-0053 TEL 0952-44-5456

FAX 0952-44-3869

理事長あいさつ



組合員の皆様方におかれましては、年の瀬も押し迫り、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。日頃から本改良区の運営にあたり格別のご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルスにより色々と日常生活に制限があった一年でありましたが、春先から始まったワクチン接種も希望者の接種を終え、3回目の接種も始まることとなり、徐々に日常を取り戻すことが出来るのではない

かと考えておるところです。

さて、今年のかんがい期に関することですが、今年度は早い梅雨入りと梅雨時期の大雨も少なかったことから、田植え期を含め、全体的な用水調整につきましては各地区からの要請を汲み上げながら非常によく配分できたと考えております。調整委員と操作員の皆様には多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

排水に関することについては、行政からの要請により本年度より事前排水を行っておりますが、8月11日から降り続いた雨は想定をはるかに超える降雨であったため冠水を免れない状況に陥り、農地や施設、幹線水路の水位が下がるまで数日間を要する状態となりました。

この大雨では佐賀県全体で

農林水産関係の被害額が200億円を超えるなど、甚大な被害となっておりませんが、復旧等に関することについては福岡資政参議院議員、全国比例土地改良区代表進藤金日子参議院議員に当改良区の施設を現地視察していただき、進藤議員からは『先般、降雨により湛水する現場を確認し、日頃から排水調整などにご苦勞されている貴土地改良区に対して改めて感謝と敬意を表します。国に今後の対応について、早速検討すべきと伝えたいところです。』という言葉を送らせていただきます。

この数年間続く大雨に対する対策としては、1日の雨であれば事前排水は非常に効果がありますが、想定以上の降雨が毎年降っているという状況を考えますと、やはり排水能力そのものの向上が必要で

あり、今後も関係機関に強く要望していかなければならないと決意しております。

最後になりますが、土地改良区が地域農業を支える団体としてこれからも飛躍できるよう役職員一丸となって職務にあたっておりますので、皆様のご支援ご協力をいただきますようお願いいたします。

佐賀東部土地改良区

理事長 志岐 悟



第43回通常総代会開催

令和3年3月23日（火曜日）に神崎市千代田町のはんぎーホールにおいて、第43回通常総代会を開催しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、マスク着用、ソーシャルディスタンスの徹底、書面議決の推進など、感染防止対策を徹底したうえで、当日は総代定数101名全員の出席（会議出席13名、書面出席88名）により開催いたしました。

議長には昨年度に引続き中島義彦総代（吉野ヶ里町三田川地区）が選出され、円滑な議事進行に努められ、各議案を慎重審議した結果、全議案原案どおり可決となりました。

書面議決にご協力いただいた皆様方、また総代会にご出席いただいた皆様方には大変お忙しい中、ご審議頂きありがとうございました。

議案については次のとおりです。



- 第1号議案 佐賀東部土地改良区役員選任について
- 第2号議案 令和元年度事業報告及び一般・特別会計決算書類並びに財産目録の承認について（その1～その7）
- 第3号議案 令和2年度専決処分した事件の承認について
- 第4号議案 工場の建設にかかる農地転用の承認について
- 第5号議案 佐賀東部土地改良区規約の一部改正について
- 第6号議案 佐賀東部土地改良区会計細則の一部改正について
- 第7号議案 令和3年度一時借入金の借入れ並びに歳計現金の預入先について
- 第8号議案 令和3年度賦課金の賦課及び徴収方法等について
- 第9号議案 令和3年度事業計画並びに一般会計収支予算（案）について（その1～その2）

令和元年度決算の概要

令和元年度収支決算書

(単位:円)

科 目(款)	本年度決算額
1. 土地改良事業収入	155,093,947
2. 附帯事業収入	567,740
3. 特定資産運用収入	87,002
4. 補助金等収入	86,352,688
5. 寄付金及び協力金収入	499,340
6. 受託料収入	6,106,834
7. 雑収入	2,943,888
8. 借入金収入	0
9. 特定預金取崩収入	17,232,297
10. 固定資産売却収入	0
11. 繰入金収入	0
12. 特定預金取崩収入	0
13. 雑収入	107
14. 助成金	10,000,000
(A) 当期収入合計	278,883,843
15. 繰越金	41,933,023
(B) 収入合計	320,816,866

科 目(款)	本年度決算額
1. 一般管理費	38,447,445
2. 土地改良事業費	117,025,978
3. 償還金支出	12,824,379
4. 負担金等	62,974,700
5. 固定資産取得支出	164,160
6. 積立金繰入金支出	39,928,781
7. 他会計繰入金支出	0
8. 予備費	0
9. 退職金	0
10. 特定預金支出	10,030,002
11. 用地補償費	0
12. 用地事務費	0
13. 負担金	0
(C) 当期支出合計	281,395,445
(A)-(C) 当期収支差額	-2,511,602
(B)-(C) 次期繰越収支差額	39,421,421

令和元年度貸借対照表

(単位:円)

I 資産の部	
1. 流動資産	46,448,480
(1)現金及び預金	39,520,851
(2)未収賦課金等	2,569,973
(3)未収決済金	0
(4)短期未収金	5,240,344
(5)徴収不能引当金	-882,688
(6)前払費用	0
(7)未収利息	0
2. 固定資産	1,034,748,226
(1)有形固定資産	596,505,271
①山林、宅地及びその従物	22,061,040
②建物及び附属設備	40,984,652
③所有土地改良施設	512,160,562
④土地改良施設用地等	20,274,647
⑤機械及び装置	2
⑥工具器具備品	1,024,368
(2)無形固定資産	93,120,291
①受託土地改良施設使用収益権	93,011,431
②地上権	108,860
(3)投資その他の資産	345,122,664
①特定資産	337,877,520
職員退職給付積立金	70,052,171
転用決済金積立金	112,160,956
財政調整積立金	125,615,437
減価償却積立金	30,048,956
②その他資産	7,245,144
資産合計	1,081,196,706

II 負債の部	
1. 流動負債	61,898,600
(1)未払金	3,756,330
(2)未払費用	764,692
(3)未払利息	0
(4)預り金	818,752
(5)一年以内返済長期借入金	56,558,826
2. 固定負債	329,912,406
(1)公庫資金等長期借入金	26,932,781
(2)その他の長期借入金	232,927,454
(3)退職給付引当金	70,052,171
負債合計	391,811,006
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	14,433,475
2. 一般正味財産	674,952,225
正味財産合計	689,385,700
負債及び正味財産合計	1,081,196,706

令和元年度正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	本年度決算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収入	
1 土地改良事業収入	157,663,920
2 補助金等収入	86,352,688
3 附帯事業収入	567,740
4 特定資産運用収入	84,454
5 寄付金収入	499,340
6 受託料収入	6,106,834
7 雑収入	363,561
8 他会計繰入額	0
9 受取補助金等振替額	4,260,100
経常収入計	255,898,637
(2) 経常支出	
1 土地改良事業費	154,087,668
2 一般管理費	42,621,807
3 負担金等	14,174,691
4 他会計繰出額	0
5 引当金繰入額	9,940,636
経常支出計	220,824,802
当期経常増減額	35,073,835

科 目	本年度決算額
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収入	
1 その他資産評価収入	104,850
経常外収入計	104,850
(2) 経常外支出	
1 不納欠損支出	1,069,474
経常外支出計	1,069,474
当期経常外増減額	-964,624
当期一般正味財産増減額	34,109,211
一般正味財産期首残高	640,843,014
一般正味財産期末残高	674,952,225
II 指定正味財産増減の部	
1 補助金等収入	10,000,000
補助金等収入計	10,000,000
2 一般正味財産への振替額	-4,260,100
1 一般正味財産への振替額	-4,260,100
当期指定正味財産増減額	5,739,900
指定正味財産期首残高	8,693,575
指定正味財産期末残高	14,433,475
III 正味財産期末残高	689,385,700

令和元年度キャッシュ・フロー計算書

(単位:円)

科 目	本年度決算額
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1.当期一般正味財産増減額	34,109,211
2.キャッシュ・フローへの調整額	
減価償却費	38,904,922
未収賦課金等の増減額	964,989
未収金の増減額	607,318
前払費用の増減額	189,215
会計間取引勘定の増減額	0
未払金の増減額	1,813,264
預り金の増減額	-410,462
未払費用の増減額	-328,038
会計間取引勘定(負債)の増減額	0
職員退職給付引当金の増減額	10,030,002
その他の引当金の増減額	-89,366
その他の増減額	-76,963
指定正味財産からの振替額	-4,260,100
小 計	47,344,781
3.指定正味財産増加収入	
補助金等収入	10,000,000
指定正味財産増加収入計	10,000,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	91,453,992

科 目	本年度決算額
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1.投資活動収入	
農地転用決済金積立金取崩収入	14,732,297
減価償却積立金取崩収入	2,500,000
水利施設整備事業積立金取崩収入	0
他会計からの繰入による収入	0
投資活動収入計	17,232,297
2.投資活動支出	
工具器具等購入支出	417,160
職員退職積立金支出	10,030,002
農地転用決済金積立金支出	39,928,781
他会計への繰出による支出	0
投資活動支出計	50,375,943
投資活動によるキャッシュ・フロー	-33,143,646
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1.財務活動収入	
財務活動収入計	0
2.財務活動支出	
長期借入金の返済による支出	59,139,866
財務活動支出計	59,139,866
財務活動によるキャッシュ・フロー	-59,139,866
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増減額	-829,520
VI 現金及び現金同等物の期首残高	40,350,371
VII 現金及び現金同等物の期末残高	39,520,851

※内部取引消去により0円となるものについては0と表記しています。

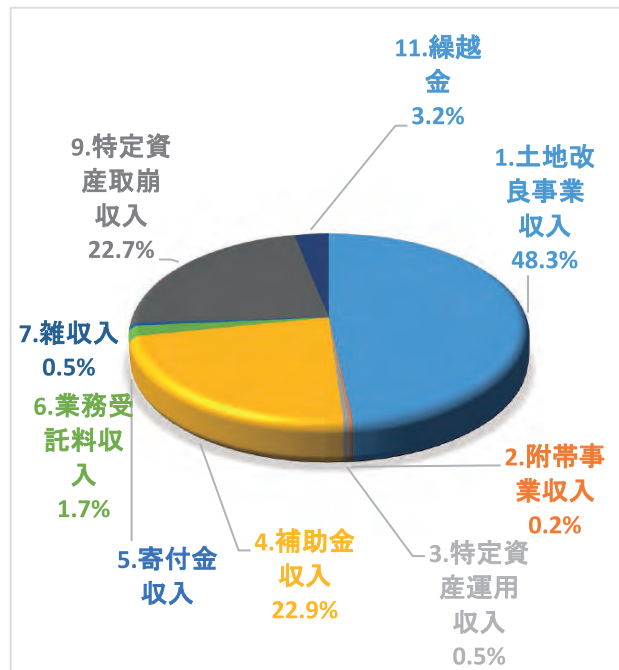
令和3年度予算の概要

【一般会計】

収入の部

(単位:円)

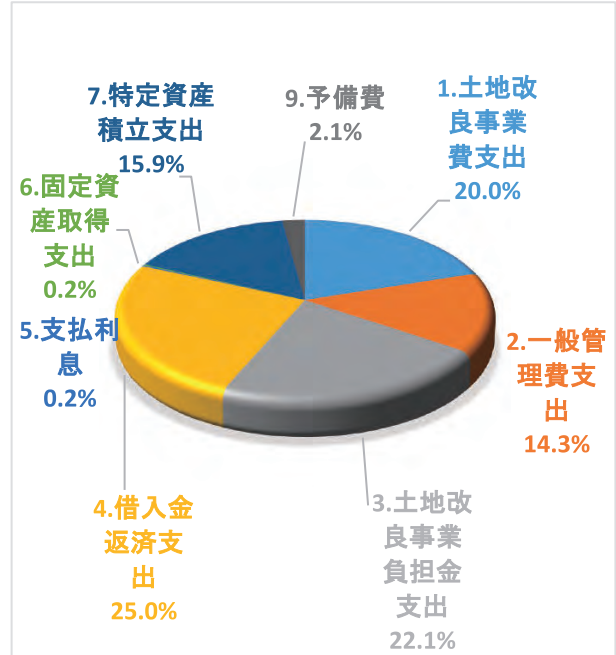
科 目(款)	本年度予算額
1.土地改良事業収入	152,926,000
2.附帯事業収入	568,000
3.特定資産運用収入	1,500,000
4.補助金収入	72,590,000
5.寄付金収入	100,000
6.業務受託料収入	5,441,000
7.雑収入	1,729,000
8.借入金収入	2,000
9.特定資産取崩収入	71,948,000
10.固定資産売却収入	5,000
11.繰越金	10,000,000
収入合計	316,809,000



支出の部

(単位:円)

科 目(款)	本年度予算額
1.土地改良事業費支出	63,465,000
2.一般管理費支出	45,438,000
3.土地改良事業負担金支出	70,151,000
4.借入金返済支出	79,287,000
5.支払利息	684,000
6.固定資産取得支出	506,000
7.特定資産積立支出	50,502,000
8.雑支出	51,000
9.予備費	6,725,000
支出合計	316,809,000



※端数処理を行っているため実際のパーセントと異なる場合があります。
また、%表示において0.1%未満となるものについては表記しておりません。

令和3年度組合費の賦課について

〔賦課基準〕

- ・賦課対象：田が対象
- ・賦課対象地積：令和3年4月1日現在

○経常賦課金（運営費、管理費）

科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
経常賦課金	事務所費	全地域地積割	田	(460円) 400 円	特殊1級地域、吉野ヶ里町東脊振地区、みやき町及び上峰町を除く地域 佐賀県地内においては市町の助成により400円/10a 福岡県地内においては460円/10a
	管理事務費	通水地域	〃	400 円	特殊1級地域、決済金充当地区（④ブロック、⑥佐賀市大中島地区） 及び 町助成地区（①吉野ヶ里町東脊振地区、②みやき町、②上峰町）を除く地域
	水機構管理費 佐賀東部道水路	③⑥⑨ ブロック	〃	1,100円	佐賀県筑推協補助金充当地区（佐賀県地内 1,140円/10a）を除く地域
	大詫間幹線水路	①④⑦ ブロック	〃	140 円	特殊1・2級地域、決済金充当地区（④ブロック） 及び 町助成地区（①吉野ヶ里町東脊振地区）を除く地域
		②⑤⑧⑧'ブロック	〃	510 円	町助成地区（②みやき町、②上峰町）を除く地域
		③⑥⑨ ブロック	〃	1,070 円	決済金充当地区（⑥諸富町大中島地区）を除く地域
		③⑥⑨ ブロック	〃	1,030 円	福岡県地内（③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島）
	国・県営施設管理費	①④⑦ ブロック	〃	550 円	特殊1級地域、決済金充当地区（④ブロック） 町助成地区（①吉野ヶ里町東脊振地区）を除く地域
		②⑤⑧⑧'ブロック	〃	420 円	町助成地区（②みやき町、②上峰町）を除く地域
		③⑥⑨ ブロック	〃	320 円	決済金充当地区（⑥佐賀市大中島地区）を除く地域
			〃	310 円	福岡県地内（③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島）

○県営事業費償還金（東脊振線・浮島線・水源施設整備・詫田線・曾根線・城原金立線・徳富線・大堂線 等）

科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	県営事業費	⑤ブロック	田	410 円	佐賀市蓮池地区
		⑦ブロック	〃	970 円	神崎市神埼地区
			〃	2,630 円	佐賀市金立・久保泉地区
		⑧ブロック	〃	300 円	佐賀市蓮池地区

○国営事業費償還関係（三田川線・千代田線・城原金立線）

科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	国営事業費	①ブロック	田	1,610 円	吉野ヶ里町三田川地区
		②ブロック	〃	1,420 円	吉野ヶ里町三田川地区
					神崎市神埼地区、神崎市千代田地区
		⑤ブロック	〃	2,450 円	神崎市神埼地区
					神崎市千代田地区
		⑦ブロック	〃	1,230 円	神崎市神埼地区 特殊1級を除く地域
				450 円	神崎市神埼地区 特殊1級地域
		⑧ブロック	〃	220 円	神崎市神埼地区
					神崎市千代田地区

○水機構営事業費償還関係（大詫間幹線水路）

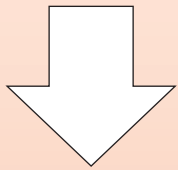
科目	賦課基準				附記
	種別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別課金賦	水機構営事業費	①ブロック	田	160 円	吉野ヶ里町三田川地区
		②ブロック	〃	110 円	吉野ヶ里町三田川地区

口座振替にしませんか？

口座振替でのご納入を推進しております

納付書でのご納入だと…

- 納入をしにわざわざ金融機関に行くのは手間がかかる
- 気づいたら納付書の納入期限が過ぎていた！
- なかなか金融機関の窓口に行く時間がない



口座振替をお申込みいただくと

●事前に通知でお知らせしていた日に、ご指定の口座から賦課金を引き落とししますので払い忘れの心配がありません。
(残高が不足していた場合には文書でお知らせした後、翌月に再振替いたします。)

手続きが面倒ではないか？



●申請用紙に記入していただき、通帳届出印を押印のうえ口座振替の取扱い金融機関か佐賀東部土地改良区に提出していただけます。
用紙は当土地改良区にご連絡いただければ郵送いたしますので、ご記入後金融機関に提出していただくか、当土地改良区にご返送いただければ手続きをいたします。

どの金融機関の口座でも引き落としできる？



- 口座振替できる金融機関は
 - 佐賀県農業協同組合
 - 佐賀銀行
 - 佐賀共栄銀行

その他の金融機関の口座からは引き落としできませんのでご了承ください。

～ 賦課金とは ～

☆経常賦課金

・事務所費、管理事務費

職員や施設を操作する人の人件費や
会議費等、事務所の運営に係る費用

・水機構管理費

大詫間線の維持管理に係る費用

・国県営管理費

国県営施設の維持管理に係る費用

☆特別賦課金

・国営事業費、県営事業費、水機構事業費

国や県等の事業で作られた水路の
工事費の償還金の地元負担分

当土地改良区では、毎年度一回、組合員に対し賦課金のご納入をお願いしています。
しかしながら、現在この賦課金の未収が問題となっており、毎年度賦課金が未納となっている方もいる状況です。
皆様の賦課金で土地改良区は運営をしておりますので、賦課金の趣旨をご理解いただき、納入にご協力いただきますようお願いいたします。
土地改良区では、平等な負担をしていただくために、納付期限内に納めて頂けない方に対して過怠金を課しています。

賦課金は納期限内にお願いします！

令和3年度賦課金の納入期限は令和3年12月28日(火)です。

こんなことはありませんか？

うっかり納入し忘れていた

今お金がないので納入できない

現在の組合員は既に亡くなったが、既に土地改良区に連絡せず、賦課金も納入していない

田を持っていたが、水を使っていないが、で賦課金は納入しないか、入っていないか、入っていない

土地改良区、賦課金のことがよく分からないうので納入していない

こういったケースをそのままにしておくと・・・

賦課金が未納となってしまう、預貯金差押え等の「滞納処分」の対象となる場合があります。ご不明な点等ある場合は、必ず土地改良区までご連絡ください。

各種お手続きをお忘れなくお願いします！

●佐賀東部土地改良区の組合員が亡くなった

組合員変更のお手続きをしていただかなくてはならない為、お手数ですが当土地改良区までご連絡ください。

●住所が変わった

住民票等の変更のお手続きをされても、当区の組合員情報には反映されません。ご住所が分からなくなると毎年度の賦課通知等の郵送物が届かなくなり、賦課金の長期末納につながる可能性もあります。お手数ですがご住所が変わられた際は必ず当土地改良区までご連絡ください。

●田を買った、もしくは売った

その田にかかる賦課金を納入する対象者が変わりますので、当土地改良区にご連絡ください。
なお、こちらに連絡がないままですと、従来の方に賦課金がかかり続ける可能性があります。

- ・農地の移動(売買・賃借権・交換等)
- ・生前一括贈与又は死亡による名義変更
- ・農業者年金受給及び経営移譲
- ・住所等の変更

このような場合は、『組合員資格得喪通知書』を土地改良区までご提出ください。

法務局、市町、農業委員会などの公共機関にて手続きをされた場合であっても、変更があった場合には組合員から土地改良区の方へ届出をするように土地改良法により義務づけられています。

なお、組合員の変更を行う際、土地改良法第42条により、その土地の権利義務が引き継がれることになるため、**以前の組合員に未納がある場合は新しい組合員にその納入義務が生じることになります**のでご注意ください。

農地の転用等をした場合はお手続きをお願いします

・農地を農地以外（宅地など）に転用する場合
 ・田から畑等に地目を変更する場合
 ・公共事業用地（道路・河川・水路など）として買収される場合



①地区除外の手続き
 ②農地転用決済金の納入
 が必要になります。
 なお、転用される際に過去の賦課金に未納がある場合は
 そちらも納入をお願いいたします。

佐賀東部土地改良区の農地転用決済金の金額は「転用面積（㎡）× ㎡あたりの単価」です。
 単価は転用される農地の地区により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

農地転用決済金とは？

農地が転用されるにあたり、減少していく農地に過重な負担が生じないように制度化されたものです。

例えば今まで十のものを十人で負担していたとすると、一人当たりの負担は一ですが、一人抜けたとしたら十を九人で負担することになり、他の組合員一人当たりの今後の賦課金の負担が大きくなってしまいます。そこで、農地を転用する際には今後納入するはずであった賦課金を一括して納入いただくことで、残った人の負担を無くそうというものです。

※特に公共事業用地に転用される場合は、担当者と十分話し合いの上、決済金について後々問題が生じないよう確認していただきますようお願いいたします。

国営総合農地防災事業 筑後川下流右岸地区



施工前



施工後

三十数年前に国営・県営事業にて造成されたクリーク水路の法面崩壊が進んでおり、整備する必要があります。そのため、平成二十五年度より約十年を目標にブロックマット工法で法面崩壊を防ぎ半永久的に保護するのがこの事業の目的です。

施工後には法面に植生工（クラピア）を実施し、除草作業等の維持管理費を抑え、農家負担の軽減につなげたいと考えております。

工事中は近隣の方にご迷惑をお掛けしますが、ご協力の程よろしく申し上げます。

植生工（クラピア）とは…

クラピアは繁殖力が強く、草丈が短い品種です。一度法面を覆ってしまえば他の雑草の抑制効果があり、除草作業の必要はほとんど無くなります。しかし、法面を覆うまでの約6ヶ月間は他の雑草の除草が必要です。

外来種ですが種はなく、水中で成長しないので、水田及び水路内への侵入がほとんどありません。冬になれば枯れてしまいましたが、春にまた生い茂ります。



お願い

除草の際は、極力除草剤の散布はお控えください。
 法落ちの原因または、クラピアの根が死んでしまいます。

クリーク水路の法面除草作業の協定を推進しています

クリーク水路には農業用水のみならず洪水排水や防火用水、水質浄化などの多面的機能を有しています。この多面的機能は非農家の方にも恩恵があります。また、農業者の高齢化に伴い除草作業が困難であるため、土地改良区で対応してもらえないかという意見もあります。

しかしながら、土地改良区の対応となると業者委託に頼らざるを得ず管理費増となり、ひいては農家負担の増加につながることにあります。

そこでクリーク水路の多面的機能を非農家の方にも理解していただき、地域全体でクリーク水路を守っていくということで協定を推進しています。この協定が全域に広がり、きれいで安全なクリーク水路になることを願っています。

なお、活動内容等についてのお問い合わせは、当土地改良区までご連絡ください。



作業前



作業中



作業後

法面除草協定について…

現在までに管内65地区と協定締結し清掃活動を実施していただいております。

【協定延長75,849m（カバー率 約84%）】

* 協定に関する主な内容 *

- ①水路法面の、除草・ゴミ拾いを年二回（春・秋）実施
- ②資料提出（活動日報・写真データ）
- ③土地改良区より活動推進費として交付金の支払い（清掃活動時の傷害保険加入済み）

佐賀東部土地改良区への道しるべ

神崎市千代田町を東西に走る国道 264 号線と県道佐賀八女線の間地点を横断する町道(通称 中央道路)に面し、千代田中学校そばの城原川にかかる中央大橋から西へ約 300m、ショッピングセンター・アニーのある地藏橋交差点から東へ約 700m。下直鳥地区に位置しています。

用排水管理のお問い合わせはもちろんのこと、農地の転用、組合員資格の変更、賦課金に関すること、筑後川下流土地改良事業や土地改良区運営のことでご不明の点がございましたら、どうかお気軽に事務所へおいでください。

